

3 防火上主要な間仕切り壁 1) 建築基準法・都市計画法関連

病院や老人ホームでは、防火区画に加えて建築基準法施行令第 114 条区画（防火上主要な間仕切り壁）が必要となる。

表 4-5 防火上主要な間仕切り壁

建築基準法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・診療所（患者の収容施設を有しないものを除く）、児童福祉施設等（老人福祉施設、有料老人ホーム等を含む）などにおいては、その防火上主要な間仕切り壁（自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切り壁を除く）を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない（建基令<114②>） ・界壁間仕切り壁又は隔壁を貫通する配管・ダクトは、防火区画と同等の措置を行う（建基令<114⑤>） ・床面積が 200 m²以下の階、又は、床面積 200 m²以内ごとに準耐火構造の壁、若しくは防火設備（法 2 条第 9 号ロ）で区画されている部分で自動スプリンクラー設備等を設けた部分については、防火上主要な間仕切りは準耐火構造としなくてもよい（建基令<114 条②>）
H26 国土交通省告示第 860 号による緩和	<p>間仕切り壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分として、次の①から③までに適合するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 居室の床面積が 100 m²以下の階又は居室の床面積 100 m²以内ごとに準耐火構造の壁若しくは防火設備で区画されている部分 ② 各居室に煙感知式の住宅用防災報知設備もしくは自動火災報知設備又は連動型住宅用防災警報器がもうけられている ③ 次のア) またはイ) に該当する部分 <ul style="list-style-type: none"> ア) 各居室から直接屋外への出口等へ避難することができる イ) 各居室の出口から屋外への出口等の一に至る歩行距離が 8m（各居室及び当該通路の内装の仕上げを難燃材料とした場合又は令第 129 条第 1 項第 1 号ロに掲げるものとした場合は 16m）以下であって、各居室と当該通路とが間仕切り壁及び、常時閉鎖式又は火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する戸（襖、障子等を除く）で区画されている
防火避難規定による解説	<ol style="list-style-type: none"> ① 防火上主要な間仕切り壁の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・病室、就寝室等の相互間の壁で、3 室以下かつ 100 m²以下（100 m²を超える室にあつてはこの限りではない）に区画する壁 ・病室、就寝室等と避難経路を区画する壁（※） ・火気使用室とその他の部分を区画する壁

注) 上記改定情報については、日本医療福祉建築協会法規委員会の分析による

	<p>② 防火上主要な間仕切壁の構造 建築基準法では、準耐火構造とされているが、耐火建築物の場合は耐火構造壁が求められる（日本建築行政会議『建築物の防火避難規定の解説 2005』ぎょうせい、2005年）</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防火上主要な間仕切壁に設けられる建具については、規定されていない ・ただし、東京消防庁では、不燃かつ煙感知器連動閉鎖式の建具とすることが指導される。

※病室や就寝室等以外の室（火災発生の少ない室を除く）も同様とすることが望ましい

【計画上の留意点】

- 1 防火上主要な間仕切壁は天井裏の延焼防止を目的としているため、防火区画が必要な場合を除き、天井下での垂壁は不要である。ただし、確認審査機関・所轄消防により指導が異なる場合があるため、事前に確認しておくことが望ましい。
- 2 建具の性能についても、原則としては、木製建具や扉無し開口も認められるが、確認審査機関・所轄消防により指導が異なる場合があるため、事前に確認しておくことが望ましい。
- 3 防火上主要な間仕切壁に設置される設備開口部（スイッチ・コンセント類 アウトレット）の措置については、規定されていない。乾式の耐火間仕切壁の個別認定においても、開口部の措置については明記されていない。建具開口同様に、規定が無いと判断される場合がある一方で、鉄製のボックスを使用する、壁内配管を鉄製にするなど、壁への取り込み口を貫通する場合と同様に防火区画貫通処理を行うことが求められる場合がある。確認審査機関・所轄消防により指導が異なるため、必要に応じて、事前に確認しておくことが

注) 上記改定情報については、日本医療福祉建築協会法規委員会の分析による